

# は じ め に

尾張旭市長  
谷口幸治



本市は、名古屋市に隣接する都市でありながら、森林公園などの豊かな緑と、矢田川やため池などの水辺に恵まれた、快適な住環境を有しています。

こうした自然環境を生かした美しいまちづくりを進めるため、平成7年度に「尾張旭市都市計画マスタープラン」を策定し、これまで土地区画整理事業を中心とした都市基盤整備を行うなど、健康で文化的な都市生活の実現に向け、各種事業に取り組んでまいりました。

しかしこの間、暮らしの多様化が一層進み、私たちを取り巻く社会環境もさまざまな分野で大きく変化しています。とりわけ人口減少や少子高齢化への対応が求められている中、今後は本市の良好な住環境を守り育てることはもちろん、その質の向上を目的とした成熟したまちづくりを進めていく必要があります。このため、平成19年度から4か年に渡って都市計画マスタープランの見直しを進め、あらためて今後の本市のまちづくりについて検討してまいりました。

なお、今回の見直しにあたっては、策定検討会議やまちづくりワークショップ、そして意識調査や懇話会、パブリックコメントなどを通じて、数多くの市民の皆様にご協力いただきました。これからのまちづくりには、市民と行政がともに手をたずさえ、着実に進めていくことが欠かせません。このため、今回のような積極的な市民参画によって見直された本プランは、まさに「活きたプラン」として、これからのまちづくりに大きく貢献するものと確信し、ご協力いただいた皆様に心から感謝を申し上げるところであります。

今後、この新たな都市計画マスタープランを指針として、限られた財源を有効に活用しながら、さらに魅力あるまちづくりを目指してまいります。ぜひ市民の皆様におかれましても、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

# 目次

## Contents

### 序章 都市計画マスタープランとは

I 都市計画マスタープラン見直しの考え方	2
1 都市計画マスタープランの見直しの背景	2
2 都市計画マスタープランの位置づけ	2
3 都市計画マスタープランの見直しの体制	3
4 都市計画マスタープランの構成	5

### 第1章 尾張旭市の現況と課題

I 尾張旭市の現状	8
1 自然特性、歴史的条件	8
2 人口・世帯の動向	10
3 土地・建物利用	12
4 産業構造	13
5 市街化の状況と動向	15
6 道路・交通体系、都市施設等	16
II 既都市計画マスタープランの検証	21
1 都市づくりの目標	21
2 土地利用の方針	21
III まちづくりワークショップでの検討結果	27
1 まちづくりワークショップの内容	27
2 まちづくりワークショップの活動実績	28
3 市民が考えるまちづくりの重要課題の整理	31
4 市民が考えるまちづくり課題の整理	32
5 市民が考えるまちづくり課題の解決アイデア	33
IV 現況等からのまちづくりの課題	35
1 まちの現状・問題	35
2 市民が考えるまちづくり課題	36
3 時代潮流	36
4 まちづくりの課題	37

### 第2章 都市づくりの目標

I 都市づくりの理念と目標	40
1 都市づくりの理念	40
2 都市づくりの目標	41
II 都市構造	43
1 都市構造の基本方針	43
2 ゾーンの方針	43
3 拠点の方針	44
4 軸の方針	44
III 将来フレーム	46
1 人口フレーム	46
2 土地利用フレーム	46

## 第3章 都市づくりの方針

I 前提	50
1 前提条件	50
II 土地利用の方針	52
1 これまでの主な取り組みと課題	52
2 めざすべき方向	53
3 土地利用区分の配置とその方針	54
III 緑と水に彩られたまちづくりの方針	58
1 これまでの主な取り組みと課題	58
2 各種方針	58
1) 自然環境の保全・活用の方針	
2) 景観形成の方針	
3) 公園・緑地の整備方針	
4) 下水道・河川の整備方針	
IV 活力とやすらぎのあるまちづくりの方針	65
1 これまでの主な取り組みと課題	65
2 各種方針	66
1) 市街地整備の方針	
2) 交通体系の形成方針	
3) 安全安心のまちづくりの方針	
4) 高齢者や障がい者にやさしいまちづくりの方針	
V ともにつくるまちづくりの方針	76
1 これまでの主な取り組みと課題	76
2 各種方針	77
1) 市民と行政の協働によるまちづくりの方針	
2) 事業者等と行政の協働によるまちづくりの方針	

## 第4章 地域別構想

I 前提	80
1 前提条件	80
2 地域区分	80
3 地域別の将来人口	81
II 中部地域	82
1 地域の概況	82
2 市民の声	86
3 地域の目標・方針	88
4 土地利用の方針	89
5 緑と水に彩られたまちづくりの方針	89
6 活力とやすらぎのあるまちづくりの方針	90
7 ともにつくるまちづくりの方針	92
8 中部地域の取り組み方針	93
III 東部地域	94
1 地域の概況	94
2 市民の声	99
3 地域の目標・方針	101

4	土地利用の方針	102
5	緑と水に彩られたまちづくりの方針	102
6	活力とやすらぎのあるまちづくりの方針	103
7	ともにつくるまちづくりの方針	104
8	東部地域の取り組み方針	106
IV	南部地域	107
1	地域の概況	107
2	市民の声	111
3	地域の目標・方針	113
4	土地利用の方針	114
5	緑と水に彩られたまちづくりの方針	114
6	活力とやすらぎのあるまちづくりの方針	115
7	ともにつくるまちづくりの方針	116
8	南部地域の取り組み方針	117
V	西部地域	118
1	地域の概況	118
2	市民の声	123
3	地域の目標・方針	125
4	土地利用の方針	126
5	緑と水に彩られたまちづくりの方針	126
6	活力とやすらぎのあるまちづくりの方針	127
7	ともにつくるまちづくりの方針	128
8	西部地域の取り組み方針	129
VI	北部地域	130
1	地域の概況	130
2	地域の目標・方針	131
3	土地利用の方針	131
4	緑と水に彩られたまちづくりの方針	131
5	活力とやすらぎのあるまちづくりの方針	132
6	ともにつくるまちづくりの方針	132
7	北部地域の取り組み方針	133

## 第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

I	都市づくりの実現に向けて	136
1	都市づくりの実現に向けて	136
2	都市づくりにおける役割	136
3	計画の推進に向けた運用・連携の方策	137
II	実施スケジュール	139
1	基本的な考え方	139
2	実施スケジュール	139

## 巻末資料

参考資料	144
1 策定の経緯	144
2 策定検討会議	145

# 序章

# 都市計画マスタープランとは





## I 都市計画マスタープラン見直しの考え方

### 1 都市計画マスタープランの見直しの背景

#### (1) 法律上での位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき、市町村が主体となって、市民の意思を反映しつつ、概ね20年の中長期を見据えた将来像を定める都市計画に関する基本的な方針です。

#### (2) 見直しの背景

これまで本市では、「自然環境を生かした美しいまちづくり」を基本理念とした「尾張旭市都市計画マスタープラン（平成22年を目標年次として平成8年に策定。以降「既都市計画マスタープラン」といいます。）」に基づき、快適でやすらぎのある、また活力があり、心豊かな都市づくりをめざし、土地区画整理事業や公園整備等の都市計画事業の推進に取り組んできました。

こうしたなか、人口減少や少子高齢社会の到来、地方分権の進展や市民ニーズの多様化、大規模災害の頻発など、本市をとりまく社会経済状況は大きく変化しています。また、コンパクトな都市環境の形成などを目的として都市計画法が改正されるなど、まちづくりに関する仕組みも大きく変化してきています。

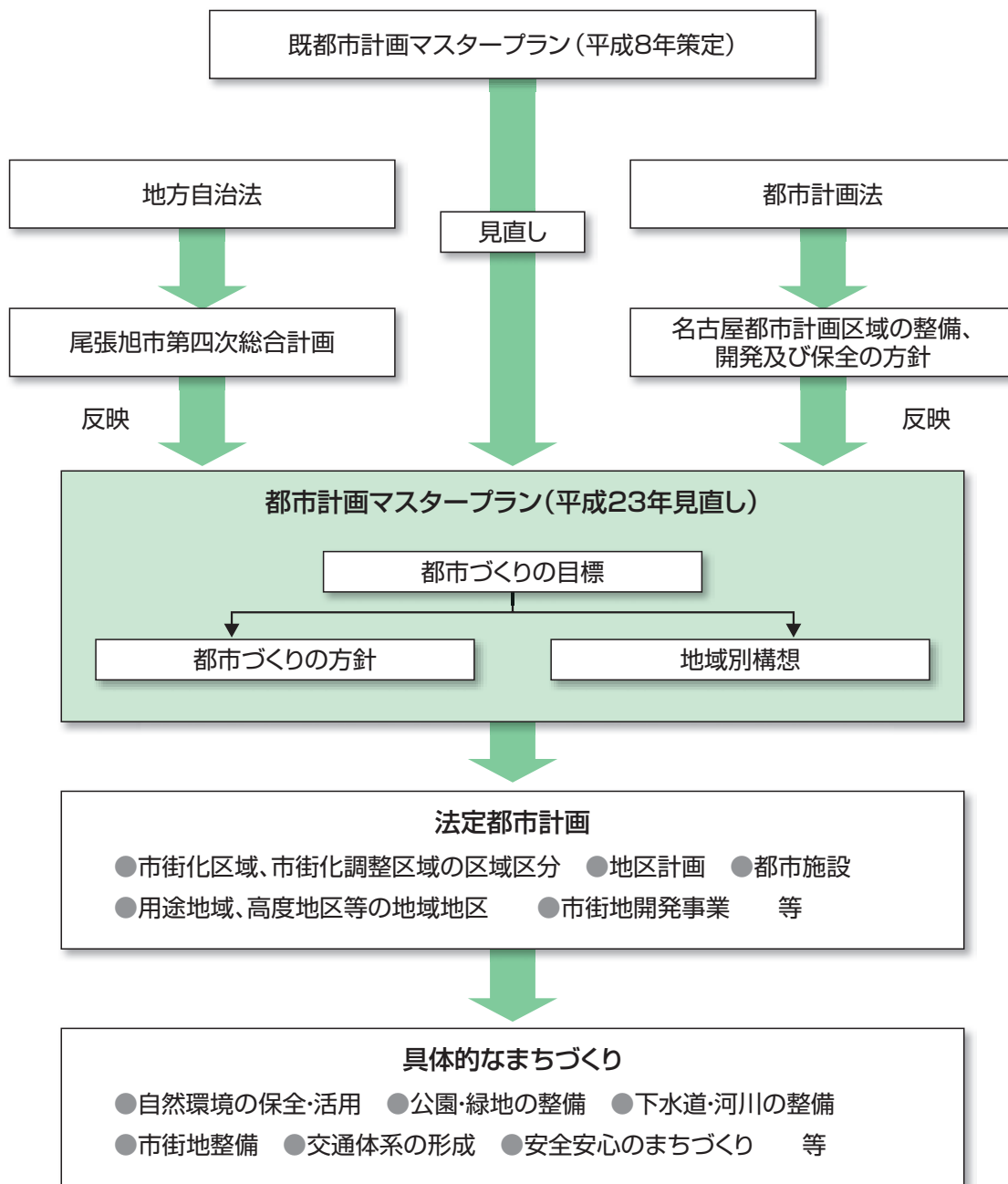
さらに、愛知県においては、「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（名古屋都市計画区域マスタープラン）」が策定（平成22年度策定）され、また本市においても第四次総合計画が平成21年度から後期期間に入り、中間見直しを実施されました。

このため、このような変化に的確に対応し、市民の皆さんとともに良好なまちづくりを進めることができるよう、都市計画マスタープランを今回見直しました。

### 2 都市計画マスタープランの位置づけ

今回の見直しは、本市の現状や既都市計画マスタープランの検証、市民の皆さんのご意見・ご提案を基に行っています。また、これまで本市が進めてきたさまざまな都市づくりの計画や市総合計画、国・県の計画の内容と整合性を図っています。

## ■ 都市計画マスタープランの位置づけ



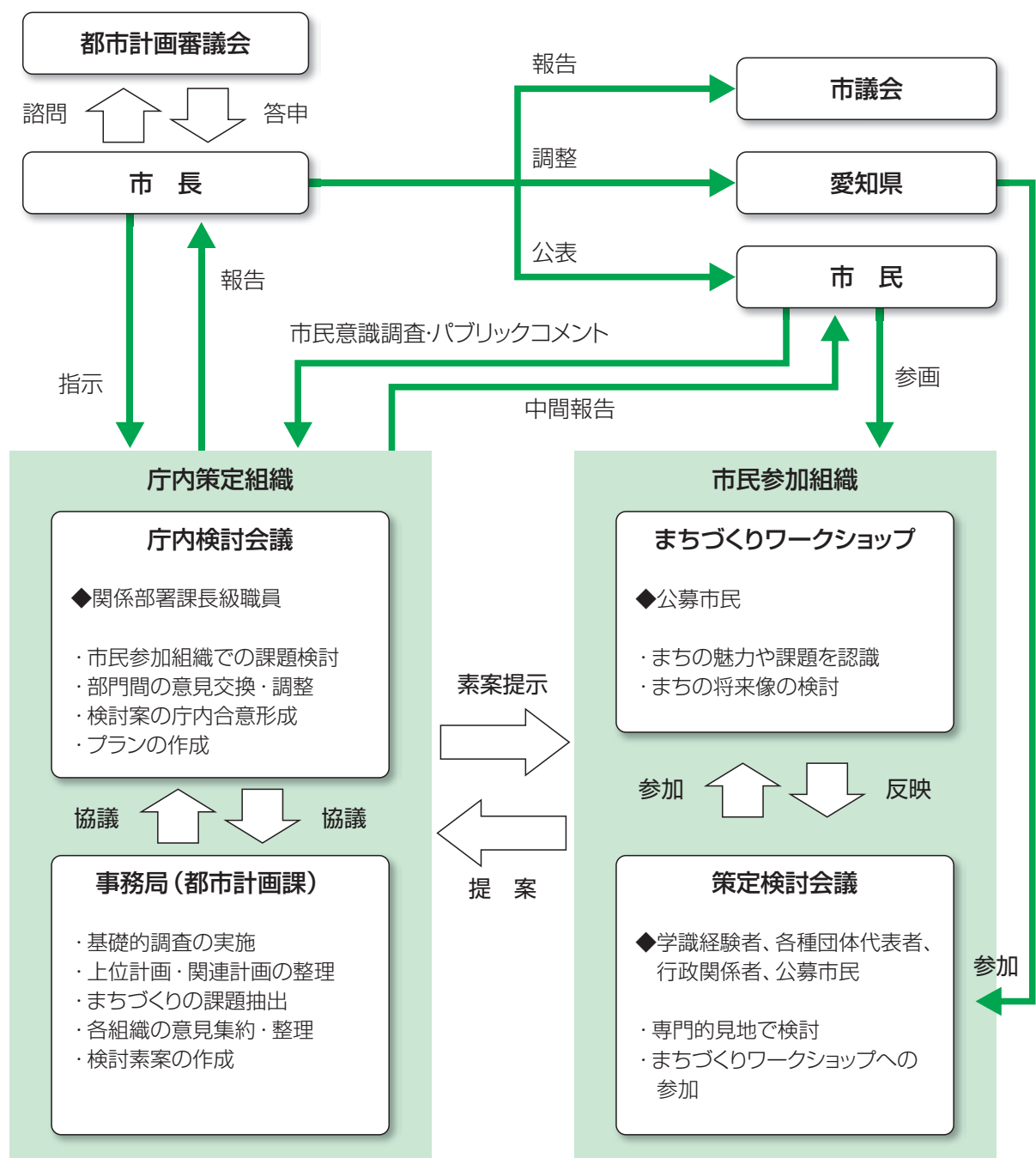
## 3 都市計画マスタープランの見直しの体制

今回の見直しは、市民協働によるまちづくりの第一歩として、市民意識調査や懇話会、ワークショップなどを実施し、市民の皆さんとともに行うこととしました。

このため、市民意識調査結果をもとに庁内組織である「庁内検討会議」で素案を作成し、これに市民参加組織である「まちづくりワークショップ」や、学識経験者・公募市民などからなる「策定検討会議」での検討・提案を受け、見直し作業を進めました。

また、これらの過程によってまとめられた計画案を、愛知県をはじめとする関係機関と調整し、最終的に都市計画審議会での審議を経て正式に決定しました。

■都市計画マスタープラン見直しに係る体制図





## 4 都市計画マスタープランの構成

### (1) 都市計画マスタープランの構成

この都市計画マスタープランは、「都市づくりの目標」、「都市づくりの方針」そして「地域別構想」で構成し、次の事項を目標として策定しています。

#### ●実現すべき具体的な都市の将来像を示します

多様化する市民ニーズに適応した都市づくりを進めるため、市民の皆さんが容易に都市計画に対し理解と参加をしていただけるように、実現すべき具体的な都市の将来像をわかりやすく示します。

#### ●個別の都市計画の決定・変更の指針となります

都市計画マスタープランは、土地の利用などを直接制限するものではありませんが、具体的な利用規制を定めるうえでの指針となり、都市計画の提案の前提ともなります。また、都市計画マスタープランに示す将来像は、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針となります。

#### ●個別のまちづくり事業の指針となります

都市施設（道路・公園等）、市街地開発等の個別のまちづくり事業に関する施策を展開するうえでの指針となります。また、地域レベルでのきめ細かな都市整備の指針ともなります。

#### ●市民によるまちづくり活動の方向を示します

まちづくりの実現のためには、都市計画法やその他の法律に沿った計画だけでなく、市民の皆さんの理解と協力が不可欠となります。このため、多様化する市民ニーズに適応したまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動等の方向を示します。

### (2) 目標年次

この都市計画マスタープランは、平成23年度を初年度として、平成37年度の都市像や都市づくりの方針等を明らかにします。

## ■ 都市計画マスタープランの構成

